

第3章 町民と議会の関係

(会議の公開と町民参画機会の確保)

第5条

議会は、南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)及び南風原町個人情報保護条例(平成13年南風原町条例第18号)との整合を図りつつ、その有する情報を町民に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

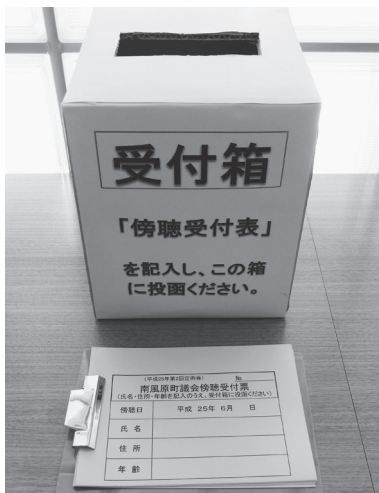
- 2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、町民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、町民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。
- 4 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見交換の場、委員会への出席、現場調査等あらゆる機会を通して、町民の意見等を議会の討議及び政策に反映させるよう努めるものとする。

(説明責任)

第6条

議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、町民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。



傍聴受付票



傍聴席

解説

—— 本会議・委員会は公開が原則です ——

町議会には、本会議と委員会があります。どちらも公開が原則で、誰でも傍聴することができます。どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりすることができます。ぜひ足をお運びください。

—— 本会議を見るには ——

本会議は午前10時から、町役場5階の議場で開かれます。

希望者は、『傍聴受付票』に住所、氏名、年齢を記入し、受付箱に投函のうえ、傍聴席に入場してください。